

校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土浦市、石岡市、かすみがうら市、龍ヶ崎市及び牛久市（以下これらを「参加団体」という。）が共同で利用し、それぞれ契約を締結するための校務支援システムに係る契約候補事業者（第6条第1項において「契約候補事業者」という。）の特定を、参加団体で組織する校務支援システム共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）が公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の方式により実施する場合の手續について必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会)

第2条 協議会は、プロポーザルの実施に当たり厳正かつ公平に審議を行うため、校務支援システム共同利用業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会に関する規定は、校務支援システム共同利用業務プロポーザル選定委員会設置要項によるものとする。

(公募)

第3条 参加団体は、プロポーザルの公募の内容をそれぞれ、公表するものとする。

(参加表明書の提出)

第4条 プロポーザルの参加を希望する者は、別に定めるところにより参加表明書を作成し、協議会に提出するものとする。

(技術提案書の提出)

第5条 前条の参加表明書を提出した者（第7条において「参加表明者」という。）のうち選定委員会が選考した者は、別に定めるところによりプロポーザルに関する技術提案書（次条第1項及び第7条において「技術提案書」という。）を作成し、協議会に提出するものとする。

(契約候補事業者の特定)

第6条 選定委員会は、技術提案書を提出した者（以下この条及び次条において「提案者」という。）について、別に定める基準により次に掲げる事項について審査及び評価を行い、最も適すると評価された提案者を契約候補事業者として特定（以下「特定」という。）をする。

(1) 技術提案書の内容

(2) プロポーザルに関するプレゼンテーションの内容

(3) 提案者とのヒアリング内容

- 2 選定委員会は、特定の結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、特定の結果を全ての提案者及び参加団体の長に通知する。
- 4 第1項の審査及び評価に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

(報告)

第7条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を選定委員会に報告する。

- (1) 参加表明者又は提案者が選定委員会の委員に対し、直接又は間接を問わず、連絡を求めたとき。
- (2) 提出された参加表明書又は技術提案書が、その提出方法、提出先又は提出期限に示された条件に適合していないとき。
- (3) 提出された技術提案書に許容された表現方法以外の表現方法が用いられているとき。
- (4) 提出された参加表明書又は技術提案書に、虚偽の記載があるとき。
- (5) 参加表明者又は提案者が特定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。

(公表)

第8条 参加団体の長は、第6条第3項の規定による通知を受けたときは、特定の公正性、透明性及び客観性を示すため、特定の結果をそれぞれ公表するものとする。

(契約の調整等)

第9条 参加団体の長は、特定された者と校務支援システム共同利用業務に係る契約に向けた調整を行った上で、それぞれ当該契約を締結することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第9条の契約を締結した日に、その効力を失う。